

## 水使用量 算定報告書（2023年度）

株式会社 島津製作所

## 1. 対象期間

2023年4月1日～2024年3月31日

## 2. 対象範囲

株式会社島津製作所および主要なグループ会社の 本社、工場、事業所、研究所、支社、支店、営業所

※ 対象範囲の詳細は、別紙参照

## 3. 算定方法

上水使用量は、契約している水道局からの請求ベースで算定しています。

地下水使用量は、メーターの読み取り値をもとに算定しています。

## 4. 算定結果

		上水使用量 (m <sup>3</sup> )	地下水使用量 (m <sup>3</sup> )
拠点合計		☑ 302,862	☑ 31,900
内訳	島津製作所		
	本社・三条工場	178,059	0
	紫野工場	2,824	0
	厚木工場	3,073	0
	秦野工場	5,284	0
	瀬田事業所	23,420	0
	基盤技術研究所（けいはんな）	8,611	0
	殿町事業所	1,766	0
	島津テクノリサーチ（本社）	3,994	0
	島根島津（本社）	3,899	0
	島津ダイアグノスティクス（結城事業所）	0	31,900
	その他国内拠点	5,432	0
	米国グループ会社	7,655	0
	欧州グループ会社	5,687	0
	中国グループ会社	25,310	0
	その他海外グループ会社	27,848	0

※ ☑ を付した値について第三者保証を受けています。

各項目を四捨五入しているので合計値と合わないことがあります。

以上

## 【別紙】

- (株) 島津製作所 (敷地内のグループ会社を含む)
  - ・ 本社・三条工場、紫野工場、厚木工場、秦野工場、御池地区※、瀬田事業所 (草津分工場を含む)、基盤技術研究所 (けいはんな)、殿町事業所支社・支店・営業所 (関西支社、横浜支店、つくば支店、松山営業所) ※
  
- 国内グループ会社 (島津製作所敷地内の拠点以外)
  - ・ (株) 島津テクノロジー (本社・東京事業所※・中部事業所※)
  - ・ 島根島津 (株) (本社)
  - ・ 島津ダイアグノスティクス (株) (結城事業所・久喜事業所※)
  - ・ (株) 島津デバイス製造 (カルニュー飯田事務所) ※
  - ・ (株) 島津理化 (本社・東京支社) ※
  - ・ 島津ロジスティクスサービス (株) (京都南事業所) ※
  - ・ 太平工業 (株) (本社) ※

※データはその他国内拠点に含まれます。
  
- 中国グループ会社
  - ・ 北京島津医療器械有限公司
  - ・ 天津島津液圧有限公司
  - ・ 島津儀器 (蘇州) 有限公司
  - ・ 寧波島津真空技術開発有限公司
  
- 米国グループ会社
  - ・ Shimadzu Scientific Instruments, Inc.
  - ・ Shimadzu Aircraft Equipment USA
  - ・ Shimadzu U.S.A. Manufacturing, Inc.
  
- 欧州グループ会社
  - ・ <U.K.> Kratos Group PLC.
  - ・ <ドイツ> Shimadzu Europa GmbH
  - ・ <フランス> ALSACHIM SAS
  
- その他海外グループ会社
  - ・ <シンガポール> Shimadzu (Asia Pacific) Pte Ltd.
  - ・ <マレーシア> Shimadzu Manufacturing Asia Sdn. Bhd.
  - ・ <フィリピン> Shimadzu Philippines Manufacturing Inc.
  - ・ <韓国> Shimadzu Korea Vacuum Equipment Co., Ltd.

以上

## 独立した第三者保証報告書

2025年3月31日

株式会社 島津製作所

代表取締役社長 山本 靖則 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役

長谷 友春



デロイトトーマツサステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社 島津製作所（以下「会社」という。）が作成した「水使用量 算定報告書（2023年度）」（以下「報告書」という。）に記載されている☑の付された2023年度の水使用量（以下「水情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

### 会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準（報告書の2. 対象範囲及び3. 算定方法に記載）に準拠して水情報を作成する責任を負っている。

### 当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

### 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、水情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」（サステナビリティ情報審査協会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

### 限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、水情報が、会社が採用した算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上